

1 後援会設立に向けて

半世紀余りの歴史を有する東京学芸大学管弦楽団、かつては各学年約20名超、楽団全体で100名を超える編成ではありましたが、近年減少傾向となり現在の現役生は総勢約70名の状況です。団員数の減少から、必然的に団費収入が減少する一方、一人あたりの合宿参加費・演奏会費は増額の状況です。

このような現役生の状況を受け、卒団生数名で意見交換するなか、楽団の財政支援を目的として後援会を設立できないか検討を重ね、多くの卒団生皆様が出席される今回の演奏会100回記念レセプションにおいて提案し、後援会設立の趣旨にご賛同いただき、本年5月2日（楽団春季演奏会の同日午後・同会場）に後援会設立総会を経て、正式に発足したいと考えております。

また、設立に向け、今回のレセプション開催に向けてご登録いただいた卒団生の情報の引継ぎを受けたいと考えております。

東京学芸大学管弦楽団が、今後益々発展し、今回の100回記念演奏会と同様に、次の50回、100回の演奏会を迎えられるよう、後援会の設立に向けて皆様のご賛同をお願いいたします。

2 後援会の概要（案） ※詳細は裏面の規約案参照

- (1) 会員・・・後援会の目的に賛同する東京学芸大学管弦楽団卒団生
- (2) 活動・・・後援会総会の開催、楽団の活動支援（楽団活動助成金の支給）、親睦・交流活動（後援会会員相互の親睦ならびに後援会会員と楽団現役生との交流）など
⇒ 年会費収入の75%以上は、楽団の活動助成金として支給
一方、楽団の運営には後援会として関与せず
- (3) 会費・・・一人年額1,000円 そのほか年額5,000円を限度に寄付金受入れ
⇒ 寄付金相当額は全額、楽団の活動助成金として支給
- (4) 体制・・・会長1名（会長は後援会の代表として後援会を総理し、総会を招集）
副会長1名（会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行）
庶務会計1名（後援会の庶務を担当し、後援会の予算を執行管理）
会計監査1名（会計監査は後援会の会計決算を監査）
- (5) 会議・・・定期総会（楽団の春季演奏会の同日に演奏会場周辺の会議場にて開催）
役員会（会長・副会長・庶務会計により随時開催）

3 後援会設立・初年度スケジュール（案）

日程	内容	備考
1月	後援会設立趣旨説明	演奏会100回記念レセプションにおいて
2月	後援会設立準備委員会発足	委員長1名、副委員長1名、委員数名
3月	後援会設立総会準備	
4月	役員案の選任	
5月	後援会設立総会・全体親睦会	楽団春演の同日午後
	後援会親睦会	楽団春演後（全体会⇒学年会）
11月	後援会・楽団交流会	小金井祭開催期間中
12月	後援会親睦会	楽団定演後（パート会）
随時	役員会	

<後援会設立総会> * 春季演奏会（16時開演）と同日・同会場
日程 2020（令和2）年5月2日（土） 14時～
会場 所沢市民文化会館ミューズ・第2展示室

<後援会設立親睦会>

- ①全体会 総会と同日・同会場にて 総会終了後～15時30分まで
⇒お茶会形式予定
- ②学年会 春季演奏会終了後、学年ごとに実施予定（所沢駅周辺等）

東京学芸大学管弦楽団後援会規約（案）

2020（令和2）年5月 日設立・制定

2020（令和2）年4月1日適用

（名称）

第1条 本会は、東京学芸大学管弦楽団後援会（以下「後援会」という）と称する。

（所在地）

第2条 後援会の所在地は、東京学芸大学管弦楽団（東京都小金井市貫井北町4-1-1）に置く。

（目的）

第3条 後援会は、東京学芸大学管弦楽団（以下「楽団」）の活動を支援し、後援会会員相互の親睦並びに後援会会員と楽団現役生との交流を図ることを目的とする。

（会員）

第4条 後援会の会員は、後援会の目的に賛同する楽団の卒団生とする。

（活動）

第5条 後援会の活動は、次のとおりとする。

- (1) 後援会総会の開催
- (2) 楽団の活動支援（楽団への活動助成金の支給）
- (3) 親睦・交流活動（後援会会員相互の親睦ならびに後援会会員と楽団現役生との交流）
- (4) その他、第3条の目的を達成するために必要な活動

（役員及びその職務）

第6条 後援会に次の役員を置き、その職務はつぎの各号のとおり定める。なお、役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- (1) 会長1名・・・会長は後援会の代表として後援会を総理し、総会を招集する。
- (2) 副会長1名・・・副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 庶務会計1名・・・庶務会計は後援会の庶務を担当し、後援会の予算を執行管理する。
- (4) 会計監査1名・・・会計監査は後援会の会計決算を監査する。

（総会・役員会）

第7条 総会は、後援会の最高議決機関として次のとおり開催する。

- (1) 定期総会は年1回（楽団春季演奏会時）、会長がこれを招集する。なお、会員の過半数の求めにより、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- (2) 総会は、後援会の運営・活動方針、役員を選任・解任、会計報告、規約改正、その他の重要項目を出席者の過半数の承認により附議決定する。なお、総会は全会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
- (3) 総会の議長は、会員から互選する。

2 役員会は、会長、副会長及び庶務会計の出席のもと次のとおり開催する。

- (1) 役員会は随時必要に応じ、会長がこれを主催し総理する。
- (2) 役員会は総会の附議事項、後援会の活動に関し協議し、全会一致で決定する。

（会計）

第8条 後援会の経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 後援会の会費は、年額1,000円とする。なお、会費のうち75%以上は、楽団の活動助成金として毎年度支給するものとする。
- 3 後援会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 4 後援会の予算は、定期総会において会員の承認得て決定し、また、その決算は次年度の定期総会に報告しなければならない。

（規約改正）

第9条 後援会の規約を改正する場合は、総会の議決を要する。

（委任）

第10条 この規約で定めるものの他、後援会の活動に必要な事項は役員会で別に定める。

附 則

この規約は、2020年（令和2年）東京学芸大学管弦楽団後援会設立総会の議決を経て施行し、同年4月1日から適用する。